

電子帳簿等保存制度の見直し（案）

- 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、所得税、法人税、消費税等の帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に簡素化する観点から以下の見直しを行う（令和4年1月1日以後適用）。

(1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

信頼性の高い現行の電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、ペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置を講ずる。

	現 行	見直し案
①	○ 電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要。	○ <u>承認制度を廃止</u> し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
②	○ 電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ モニター、説明書等を備え付けること	○ 所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿（※1）について現行の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、 <u>その電子帳簿（優良電子帳簿）に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する</u> （※2）。 <small>（※1）所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿とする。 （※2）ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税対象が含まれる場合には軽減しない。</small>
③	○ ②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存。	○ モニター、説明書の備付け等の最低限の要件（現行のロ及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロード要求に応じることの要件）の満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。）についても、 <u>電子データのまま保存することを可能とする</u> （紙を印刷しての保存は不要）。

○ 青色申告特別控除の取扱い【現行の青色申告特別控除制度】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、 ①電子帳簿保存又は②e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	65万円	10万円



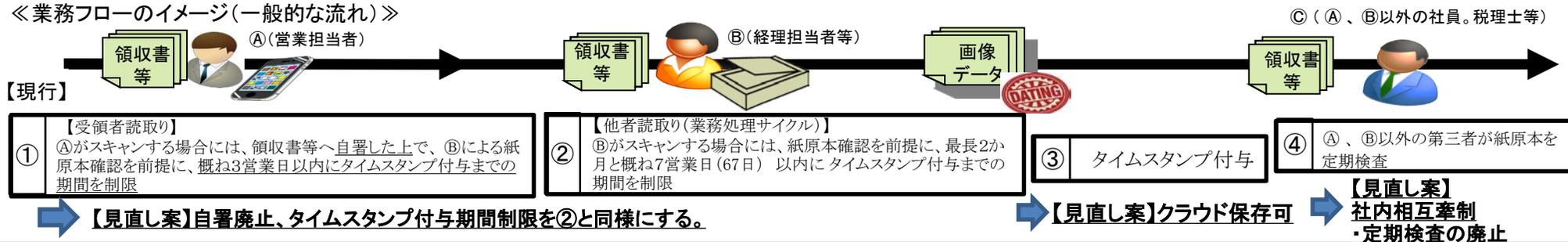
【見直し案】上記の電子帳簿等保存制度の見直し後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、「優良電子帳簿保存」の場合に適用され、「一般電子帳簿保存」の場合には適用されない。※貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要

(2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度(スキャナ保存制度)については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置を講ずる。

	現 行	見直し案
①	○ 取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に <u>税務署長の承認が必要</u> 。	○ <u>承認制度を廃止し</u> 、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 (※) 要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない(有怒あり)取扱いとする。
②	○ 原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。 ・領収書には <u>受領者が自署</u> ・経理担当者がスキャンする場合は最長約2ヶ月以内にタイムスタンプを付与(営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内) ・紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を社内や税理士等が <u>チェック</u> (社内相互牽制・定期検査)	・領収書への <u>自署は廃止</u> ・タイムスタンプ付与までの期間は最長約2ヶ月以内に統一(電子取引も同様) ・訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2ヶ月以内に格納する場合は <u>タイムスタンプを不要化</u> ・紙の原本とスキャナ画像との同一性チェック(社内相互牽制・定期検査)は <u>不要化</u>
③	○ 現行の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない(例: 定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない)。	○ 要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、 <u>重加算税を10%加重</u> (電子取引についても同様)。

≪業務フローのイメージ(一般的な流れ)≫



(3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

【現行】電子取引に係るデータ保存制度の検索要件

- 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定、③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせ条件を設定

【見直し案】①の検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定する

- 保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロード要求に応じる場合には、②③の検索要件を不要とする(電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様)。この場合において保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合には、全ての検索要件を不要とする。

(注) 上記の見直しと併せて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、現行、電子データを書面で出力して保存することが認められているが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わない(有怒あり)こととする。